

ご協力をよろしくお願いいたします。

平成20年5月から社会保険事務所の窓口での

**現金（保険料）領収**を廃止します。

年金記録問題につきまして、皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

社会保険庁におきましては、コンビニ納付やクレジットカード納付の導入など、納めやすい環境づくりに取り組み、下記のように納付方法の多様化も進んでまいりました。

今般、これらの納付方法による納付を促進するとともに、不適切な取扱いの再発防止策の一環として、平成20年5月から、原則として**社会保険事務所の窓口における国民年金保険料の現金領収**を廃止することといたしました。

今後の国民年金保険料の納付につきましては、次の方法により納付していただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

① 国民年金保険料納付書による納付

＜納付場所＞

- 全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協・漁協等の金融機関
- 郵便局
- コンビニエンスストア

② 口座振替による納付

＜申し込み手続きを行う窓口＞

- 全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協・漁協等の金融機関
- 郵便局
- 社会保険事務所

③ クレジットカードによる納付

＜申し込み手続きを行う窓口＞

- 社会保険事務所

※ご利用につきましては、社会保険事務所にお尋ねください。

④ 電子納付（Pay-easy）が利用できます

国民年金保険料の納付書は、Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。Pay-easy（ペイジー）がご利用いただけるかどうかは、納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。

（注）社会保険事務所から保険料の督促等をした場合などは、当分の間、社会保険事務所の窓口でも現金による納付を受け付けます。

**厚生労働省・社会保険庁**